

第 23 期第 4 回（令和 7 年度第 4 回）

山口県日本海海区

漁業調整委員会議事録

令和 7 年 12 月 11 日

山口県日本海海区漁業調整委員会

第 23 期第 4 回（令和 7 年度第 4 回）山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和 7 年 12 月 11 日（木） 午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所 山口県庁 10 階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 中島 均
- 4 開催通知を  
発した日 令和 7 年 12 月 4 日（木）
- 5 通知した項目
  - (1) 議題
    - 第 1 号議案 油いかを使用する釣り漁法の禁止について（委員会指示更新）
    - 第 2 号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
    - 第 3 号議案 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
    - 第 4 号議案 特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
    - 第 5 号議案 山口県資源管理方針の一部改正（するめいか）について（諮問）
  - (2) その他（報告事項）
    - 報告事項ア 令和 7 年度第 53 回全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議の結果について
    - 報告事項イ 令和 7 年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について
    - 報告事項ウ 令和 7 年度大中型まき網漁業と本県沿岸漁業との代表者会議の結果について
    - 報告事項エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
    - 報告事項オ くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について
- 6 出席者  
(委員：14 名)  
中島 均、南野 市治、若林 敏江、仁保 宣誠、西島 正明、濱谷 正、  
宇都宮 康彦、河野 敏春、一木 清久、益田 雅和、水津 和弘、梶本 久繁、  
阪井 章二、黒川 裕希

(県及び事務局)

水産振興課	課長	向井 秀
生産振興班	主査	吉田 剛
	主任	國森 拓也
漁業調整取締班	主査	枝廣 直樹
	主任	石田 健太
	技師	大谷 拓也
下関水産振興局	主査	神尾 豊
萩・長門農林水産事務所	主査	岡本 悟
事務局	事務局長	魚津 勝
	書記	竹川 陽菜
	書記	藤井 玲光

7 傍聴人 國光 明仁

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 油いかを使用する釣り漁法の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第5号議案 山口県資源管理方針の一部改正（するめいか）について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項ア 令和7年度第53回全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議の結果について

事務局から報告を受けた。

報告事項イ 令和7年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について

事務局から報告を受けた。

報告事項ウ 令和7年度大中型まき網漁業と本県沿岸漁業との代表者会議の結果について

水産振興課から報告を受けた。

報告事項エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

水産振興課から報告を受けた。

報告事項オ くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について

水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

魚津事務局長 ただ今から令和7年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

初めにすいません。事務局の方で手違いがございまして、本日の委員、濱谷委員が御出席となっております。資料等御修正よろしく願いたいいたします。

本日は、委員定数15名のうち14名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に、会長から御挨拶お願いいたします

中島会長 大変お疲れ様です。年末のお忙しい中、委員会企画しましたところ、御出席多数の御出席いただきました。ありがとうございます。

また、先般行われました沿岸漁業と大中まき代表者会議に御出席の皆さん、それから豊魚祭に御臨席いただいた皆さん、大変お疲れ様でした。

加えて、今多忙の中、水産振興課の向井課長さんをはじめ、県の皆さん、御出席・御臨席いただいております。どうもありがとうございます

ます。

まずちょっと報告なんですけれども、当委員会の前会長濱本さん、叙勲を受けたということで、今日、県庁で伝達式があったと今私も聞きました。大変荣誉ある受賞で、お祝い申し上げたいと思います。

それでは、今日は油いかの使用等に関する委員会指示を始め、たくさんの方の議題がございます。特にするめいかの取り扱いについては全国的に今話題になっておりまして、この取り扱いがありますので慎重な審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶させていただきます。お疲れ様です。

魚津事務局長      ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

中島会長            それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名いたします。今回は、梶本委員、それから西島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

それでは、早速、第1号議案に入ります。「油いかを使用する釣り漁法の禁止について」、委員会指示の更新です。事務局から説明をお願いします。

竹川書記            事務局の竹川です。第1号議案「油いかを使用する釣り漁法の禁止について」、御説明いたします。座って御説明させていただきます。お手元の資料1ページを御覧ください。

委員会指示発出の経緯を御説明します。昭和55年3月の委員会において、委員から「本県外海では、油いかは規制されていないが、他県では規制しており本県も規制すべきではないか。」との意見が出され、各共励会の意見を聞くこととなりました。

昭和56年3月に委員会及び公聴会が開催され、公聴会の中で下関市内の漁協からエビ等の餌の入手が困難として、操業を続けたい旨の意見が出され、委員会では他の地区においても一部に油いかの使用実態があることで、しばらく状況を見守ることとなりました。

平成6年12月の委員会において、委員から当該漁法の禁止について意見が出され、再度委員会で検討することとなり、翌年3月の委員会で当該取り扱いが審議されましたが、豊浦町漁協から1、2年間猶予が欲しいとの要望が出されたことから、1年後に禁止する方向で同漁協と協議、調整することとされました。

平成7年10月、豊浦町漁協から平成8年末までの猶予が欲しいとの回答がなされたことから、平成8年12月の委員会で当該漁法の禁止に

ついて審議され、委員会指示することが決定しました。

平成13年12月の委員会において、指示の有効期間が1年間から3年間に変更され、以後、3年ごとに同内容で更新され、現在に至っています。

委員会指示案はページをめくっていただいて、2ページを御確認ください。説明は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございます。ただ、今の説明に関しまして、質問、御意見等はございませんでしょうか

委員一同            (質問・意見等なし)

中島会長            よろしいですか。はい。それでは、意見もないようですので、「油いかを使用する釣り漁法の禁止について」の委員会指示を更新するということでよろしいでしょうか。

委員一同            はい。

中島会長            はい、ありがとうございます。それでは、更新するということが可決いたしました。

次に、第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」を上程いたします。事務局、説明をお願いいたします

藤井書記            事務局の藤井です。資料の3ページを御覧ください。

第2号議案について、令和7年12月1日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。内容は水産振興課から説明をお願いします。

大谷技師            水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。

お手元資料の4ページをお開きください。新規の許可又は起業の認可をする時は、制限措置や申請期間について委員会の意見を聞いた上で交付し、許可申請を行うこととなっております。本日は、県外いかに関わるもの1件となっております。整理番号1番、小型いか釣り漁業(県外船)について御説明させていただきます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数212。船舶の総トン数、こちらは斜線となっておりますけれども、山口県漁業調整規則の中で総トン数5トン以上30トン未満と定められております。推進機関の馬力数は定めなし。操業区域は山口県外海。漁業時期4月1日から翌年の3月31日までとしております。漁業を営む者の資格としましては、自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者

としております。許可又は起業の認可を申請すべき期間といたしましては、令和7年12月12日から令和8年1月31日までとしております。こちらはですね、各県の通知や年末を挟むことから、1か月よりも長く期間を設定しております。許可の有効期間に関しましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

続いて、5ページを御覧ください。許可の条件として参考に載せさせていただきます。

次に6ページを御覧ください。小型いか釣り漁業の操業区域参考図として掲載させていただきます。後ほど御確認いただければと思います。説明は以上です。

中島会長 はい、ありがとうございました。事務局の方からの説明が終わりましたが、質問、意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。ちょっと私の方から1点だけ。後の方のするめいかの協議とちょっと若干関係がありますので。県外いかについてなんですが、これは。多い県について大体何隻ぐらい許可を出してるのか、ちょっとその辺、説明をお願いできますか。多い方で結構です。

大谷技師 長崎県において昨年度77隻許可を出しています。

中島会長 他にはどうですか。

大谷技師 他でいうと、北海道で32隻が次に多いです。

中島会長 はい、分かりました。まああの、後の、何ていうのかな、今日の協議事項でちょっと若干被りますので、県外いかは今後どうなるかということも関係してくる。はい了解。仁保委員。

仁保委員 あの、ちょっと検討すべきことがあると思います。

今年は非常に19トン型他県船のするめいかの違反が県境辺りで多かったと思ってます。いわゆる、越ヶ浜支店なんかの延縄漁船なんかの情報なんで間違いないんですけど、なかなか県の取締船がよう捕まえなかったというようなこともあったとも聞いて。まあ大事なことは、こうやって許可の更新の時にそういう違反が発見されたら、例えば許可の取り上げとか、やっぱり著しい強いペナルティを意味した関係文書も合わせて、許可の方針に対して相手に出すべきではないかと、これについてちょっと検討をお願いしたいと思います。

中島会長 水産振興課、今の取り扱いの状況、それから違反の状況、情報入ってると思うんですけども、その辺についていかがです。

枝廣主査 水産振興課の枝廣です。今、仁保委員から御指摘がありました文書についてですけれども、毎年ですね、県外いか船に対して許可を出す際に、添付文書としまして、そういった適正操業に関する文書を添付して発出させていただいております。で、これはまた引き続き、来年度もですね、対応させていただきたいと考えております。

それから、違反操業が行われているということですが、こちらにつきましては県としても把握をしております、取締対応させていただいております。100%取締ができていない状況ではないかもしれませんが、例えば隣の福岡県と連携をする等してですね、取締活動というようなことも行っておりますので、引き続き適正操業がなされるように検討して対応してまいりたいと思います。

中島会長 よろしいですか。はい。ちょっと私の方からも、今の件に関して、具体的な時期、場所ほどの辺だったのかということと、それから違反で検挙した場合の取り扱い、次年度の許可を出すのかどうなのか、その辺について、水産振興課お願いします。

枝廣主査 検挙をした場合に許可を出すかというところですが、1度検挙したからといって許可を出せないというような取り扱いにはなっておりませんので、こちらは県の規定に従って対応してまいりたいと思います。何度か違反が繰り返された場合は許可を失うということもございますので、そちらの規定に従うということをお願いいたします。

で、あと加えて、先ほど仁保委員が言われたのは、島根県付近での違反操業というところを言われているかなと思います。こちらにつきましては、違反情報があつた直後にですね、島根県行政に対しても取締要請を行っておりますし、また今年度中、今月中にですね、島根県とその辺りの対応を協議するということに今しております。実は本日、島根・山口連調委委員さんにはこの後残っていただいて、その辺りの御相談・打ち合わせをさせていただこうと予定をしているところですので、またよろしく願いいたします。

中島会長 はい、ありがとうございます。今の件について、他に御意見ございませんか。質問ございませんか？

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 じゃああの、全体的にまた質問、御意見ございましたら。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 よろしいですか。はい。じゃあ、「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間（いか釣り漁業について）」、問題ない旨答申するという  
ことでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

中島会長 はい、ありがとうございます。

次に、では、第3号議案「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明をお願いいたします。

藤井書記 事務局の藤井です。資料の7ページをお開きください。

第3号議案について、令和7年11月20日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。内容は水産振興課から説明をお願いします。

國森主任 はい。水産振興課の國森と申します。座って説明させていただきます。

「特定水産資源の令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について」ということで、資料8ページを御覧ください。

こちらはもう既にTAC魚種になっているもののうち、管理期間が1月から12月になっているものについて、今年に引き続き来年も漁獲可能量を定めるというものでございます。

上の図のようにですね、漁獲量配分のイメージとしましては、国が管理区分ごとに割当の数量を定め、それを知事が各県の方針に従って知事管理区分ごとの漁獲可能量を設定する。そして、知事はそれについて各関係漁業調整委員会に諮問ということで、今日はこの段階になります。

今日ここで御承認いただけましたらば、4番、5番ということで農林水産大臣に承認して公表するといった流れになっております。

管理期間が1月から12月末までになっているのは下の魚種でございまして、まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群となっております。それぞれの漁獲可能量については、国から資料20ページの通知で国から数量が示されております。基本的には漁獲実績に基づいた配分となっております。9ページに戻っていただい

て、1つずつ説明いたします。

まず、まあじですけれども、漁獲可能量は3,000トンとなっております、うち8割を中型まき網漁業に配分するというようになっておりますので、3,000トンの8割の2,400トンを配分しまして、それ以外の漁業については現行水準ということになっております。続いてまいわしは現行水準、さんまも現行水準。かたくちいわしにつきましては、ステップアップ管理ということで、系群全体で15,000トンの内数で管理するということになっております。うるめいわしも同様に、58,000トンの中の内数。1枚めくっていただきまして、まだいについても、6,730トンの内数ということで管理をするということになっております。

続きまして、付帯決議としまして、具体的に山口県が数量を定めているまあじにつきまして、追加配分等で漁獲可能量が増加する場合の取り扱いについてです。取り扱いについて、事後報告をさせていただきたいというお話でございます。管理期間中に漁獲可能量が増加する場合としましては、国の留保枠等から配分される場合がございますけれども、その場合に、漁獲可能量の増加事案が発生した場合に、その都度変更について今日のような形で委員会を開いて諮問するという必要が本来あるんですけれども、漁獲枠が逼迫した状況においてその手続きをし、時間がないといった対応もございまして、漁獲可能量が増加する場合においては、円滑な漁業操業を継続するために、海区委員会に対しては事後報告をさせていただくということで例年承認いただいているものでございまして、今年もそれをお願いしたいというところではあります。

手続きの流れとしましては、11ページのように、国からの追加配分後の数量を山口県の漁獲可能量としまして、県の資源管理方針の配分基準に従って、漁獲可能量を設定した上、農林水産大臣と変更する手続きを行い、それを公表した後に海区委員会に事後報告をさせていただくといった流れになっております。

御説明は以上です。12ページ、13ページは、その公表の案、14ページから15、16、17、18、19ページまで、各魚種のこれまでのTACの実績、消化率の推移となっております、今回定められた数量については、概ねこの実績どおり、実績とかも鑑みて、特に問題が起こるような数値にはなっていないという風に考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

中島会長

はい、ありがとうございます。まず、数量管理が行われるのはまあじだけということで、今、水産振興課から説明がありましたように、過去の実績からしてまあほぼ行けるのかなというような枠になってますし、また、仮に逼迫してきた場合は、水産庁の留保枠からの移譲っ

ていうかな、追加があるということになります。

それから、まいわし・さんまにつきましては、現行水準ということで、まあ目安という捉え方でよろしいんだろうと思います。

そして、かたくちいわしとうるめいわし、それからまだいについては、ステップ1ということで、まだ漁獲量を把握しようという状況です。大きな問題ない、むしろ漁獲量をちゃんと出しとった方がいいのかな、そういう風に思います。

以上につきまして、質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 よろしいですか。はい。じゃあ、これらの魚種の令和8管理年度における知事管理漁獲可能量については、諮問どおりに答申するということがよろしいでしょうか。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 はい、ありがとうございます。じゃあ、答申をしたいと思います。  
はい、続きまして、第4号議案「特定水産資源(するめいか)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」から、第5号議案「山口県資源管理方針の一部改正(するめいか)について」までを一括上程したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

藤井書記 事務局の藤井です。資料の22ページをお開きください。  
第4号議案について、令和7年12月9日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。  
第5号議案については、令和7年12月9日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。  
内容は水産振興課から説明をお願いします。

國森主任 はい、水産振興課國森です。続いて説明させていただきます。  
資料の21ページを御覧ください。議案の説明に先立ちまして、この議案を諮問するに至った経緯についてですね、説明をさせていただきます。  
報道等で御存知かと思いますが、小型するめいか釣りのTACが超過してしまったということで、全国的に採捕停止命令が出ているという状況になっております。これに伴ってですね、本県の小型するめいかも漏れなく操業停止が出ている状況でございます。水産庁がこれの救済措置としまして、県の漁獲枠を用いて小型するめいかにそれ

を使わせるといったような形で、試験操業という形でそれを使わせるということが出来ますよ、ということを提案されました。で、本県のいか業者に対して、こういうことができる場合にそれをやりたいですか？ということで聞いたところ、やりたいということでしたので、今回措置をさせていただくということになります。県としましてはですね、次の考えに基づいてこの措置を取るという方向で調整を実施いたしました。

まず、今回のこの漁獲枠の超過というのは、主に東北地方の小型するめいか船が全国の枠を先獲りしてしまったといったような経緯がありますので、本県の小型いか釣り漁業者について特にその原因が何かあるわけではなく、悪くないということでございます。

それから、本県の沿岸するめいか漁業の漁獲枠というものにも残枠に余裕があるということで、小型いか釣りにいくらか渡しても特に問題がないだろうということがありましたので、それと調整させていただくということです。漁獲実績等につきましては別冊のこのホッチキス止めのですね、こちらにそれぞれ過去、直近3年分の実績ということで、すいません、こちらに2, 3ページと書いておりますけども、3, 4ページでございます。申し訳ございません。3, 4ページを開いていただくと、直近3か年11月から3月の間の最大実績8.6トンということで、10月末時点の算出で22.8トンとなりましたので、十分足りるといった状況にございました。そういうことからですね、今回の試験操業に踏み切るという判断をさせていただいたということです。この措置につきましてはですね、今年度、令和7年度今期のみ取り扱いと、特例的な措置という扱いで今のところ考えているところです。なので、特段今のところは、令和8年度からまた従来の現行水準に戻すっていったような取り扱いを考えているところです。沿岸の漁獲枠については余裕がある中で、さらにですね、後ほどちょっと説明しますけれども、12月8日に開かれました水産政策審議会ですらに46トンの追加配分があるということになりまして、合計で96トンの漁獲枠が山口県に与えられているという状況になりました。このことからですね、山口県するめいか漁業のうち、この追加の配分の後、46トンはもうそのまま小型いか釣りに渡しても十分問題なかろうということで、県内の関係漁協等に調整をさせていただいたところでございます。

今後の対応につきましては、これを実現するために様々な手続き必要になってきますので、各々手続きを進めさせていただくということでございます。そのうち、今回の第4号議案と第5号議案に挙げさせていただいております、漁獲可能量の変更と山口県資源管理方針の一部変更ということで、これから説明をさせていただきたいと思っております。

1枚でめくっていただいて、早速第4号議案につきまして、説明をさせていただきます。23ページを御覧ください。

こちらは、先ほどの措置をするにあたって、漁獲可能量を定めるといってございます。この試験操業を実施するにあたっては、現行水準のままでだと数量管理ができないということですので、一旦、現行水準から数量明示の管理に移行する必要があるということから実施するものであります。

するめいかの都道府県別漁獲可能量を 96 トンと定めるということで、従来の現行水準、目安水準 50 トン未満から 96 トンという形にさせていただいて、全量をするめいか漁業に配分するという形でございます。1 枚めくっていただいて、配分イメージはこのようなものになっておりまして、まあ従来の TAC 魚種と同じような扱いでございます。

そして、25 ページ、次のページ、付帯決議としまして、先ほどのまあじと同じようにですね、増加、数量明示になりましたので、追加配分等のルールが適用されることになりまして、まあじと同じように漁獲可能量が増加する場合には、海区漁業調整委員会に対しては事後報告をさせていただきたいというお願いと、加えまして、今回のするめいかにつきましては追加配分がありましたので、全国的に漁獲枠が逼迫している中で、山口県の漁獲実績に対してはやや過大な漁獲枠を与えられている状況になっております。

そういった中で、仮に、仮にですけれども、本県の漁獲枠に余剰が発生する、十分に余裕があるよということが見込まれて、かつ他の県から足りないから融通とかしてくれないかといった申し出があった場合については、その余剰分を他の県等に譲り渡すことができるような形を取りたいという風に考えております。これについても、その都度、海区漁業調整委員会を開くのは時間的にもちょっと厳しいことがありますので、事後報告という形にさせていただきたい。具体的に何トンじゃあ譲渡するのかといったことについてはですね、会長一任ということで、事務局等で十分調整させていただいた上で会長一任とさせていただければという風に考えております。

これからの配分の流れは、先ほどのまあじと同様でございますので、省略いたします。

次のページが国からの、すいません、公表案ですね。御回答いただきましたらば、96 トンという形で公表したいと考えておりまして、国からは、27 ページのとおり、96 トンという形で通知が来ているところでございます。

4 号議案の説明については以上です。続いて、5 号議案、続けて説明させていただきます。

こちらは、先ほどの 4 号議案で定めた 96 トンの漁獲量につきまして、県内でどういう風に配分するかといったルールを定めて、山口県資源管理基本方針っていうもののするめいかの部分について一部改正をさせていただくということで、この試験操業措置に対応するために

ですね、変更をさせていただくものでございます。30, 31 ページが新旧表になっておりますので、こちらを御覧ください。左側が新、右側が旧、現行のものでございます。1 ページ目は、改正するので日付を入れるということと、次の下に行っていただいて、「対象とする漁業」となっていたところ、試験操業を組み入れるため「及びその他採捕」ということで、その下の下線部分、「山口県知事の許可を受けて行うするめいかの資源調査、試験研究、調査のための採捕」という言葉を挿入させていただきたいということです。

また（４）のところですね、現行水準、古いものは「現行の水準以上に漁獲量を増加させない」という現行水準の扱いの記載がありましたので、こちらを「漁獲量の総量の管理とする」という形で書き換えをさせていただきたいということでございます。

資源管理方針についての説明は以上です。４号議案及び５号議案について審議をよろしくお願いいたします。

中島会長

はい、ありがとうございます。ちょっとこの問題、非常に分かりにくいんですね。まず、ちょっと制度面からの説明、水産振興課、お願いできるかと。俺が言おうか？自信はないんだけど。

まずですね、小型いか釣り漁業の許可として、県の漁業調整規則上、許可漁業となっております。だから、小型いか釣り漁業、自動いか釣り機をつけた５トン以上の船舶については、知事の許可がないと操業ができない。で、これはするめいかを釣ろうがけんさき（いか）を釣ろうがやりいかを釣ろうが、全ていかを釣ることにに関して許可が必要ですよ、ということになってます。

で、先ほど県外いかの１年間の許可ということで諮問がありましたけれども、あれもその県の漁業調整規則に基づく小型いか釣り漁業の許可ということになります。

で、一方、国の方がですね、今問題になってる小型するめいか釣り漁業、これは、あれ、５トン以上かいね？

國森主任

はい、５トン以上です。

中島会長

５トン以上？５トン以上３０トン未満の船、まあ漁業調整規則と一緒にですけども、５トン以上３０トン未満の、今度はするめいかの釣りを目的とする漁業については、届出漁業として国に届け出なければならぬ。だから、するめいか、ちょっと二重に被ってます。

で、TAC 管理については、その届出漁業、国に出た届出漁業で管理すると。だから、TAC 管理はするめいかについて、小型するめいか釣り漁業は全国全体で管理する。で、山口県に与えられた数量というのは、定置（網）とか、それから自動いか釣り機のない、許可の必要ない５

トン未満の船とかですね、こういったものが釣るものについて山口県に割り当て、割り当てはないんですけど、現行数量ということで今まで50トンぐらいあったという状況になってます。

こういうことで間違いはないよね？はい。で、今回、その全国の小型するめいか釣り漁業の枠が大幅にオーバーしているということで、特に東北の太平洋側の漁船が獲ってしまったんですけども、大変オーバーしてるということで操業停止の命令が出たということで、全国的に大きな問題となっております。

で、それになると、山口県の小型するめいか釣り漁業、玉江浦の3隻かね？3隻について、冬場、するめいかの採捕ができなくなってしまうということがありましたので、今回、県の都道府県枠を使用して、特別採捕許可を出して獲ってもらうということをやるといことです。

3隻おると言いましたけれども、実際、実際に冬場はですね、私も漁獲実績調べたんですけども、やはりするめいかの方が大幅に多くて、けんさき（いか）はごく一部ということになってます。ですから、沖に出ること自体がどうかなってというような状況ですので、こういうやりくりをして特別採捕許可で対応するというのが今回の趣旨です。

で、これまでに、今までの説明で何か質問等がありましたら。

阪井委員 会長の言われるのは、定置（網）とかいか釣りの山口県枠は、沿岸枠と捉えて大丈夫なんですか。

中島会長 沿岸枠として捉えて結構だと思います。まあ山口県枠ということで。まあ具体的には定置（網）と釣りでもとまるぐらいだろうと思うんですけどね、するめ（いか）は。

阪井委員 ただ、それで、本来ある枠で賄えているのに、オーバーな枠を消化しきれんのかって。

中島会長 はい、それは次の問題でまた説明したいと思います。ありがとうございます。他にはよろしいですか。

今問題になりました、実は山口県としては、どうも従来どおりの現行水準50トンということで、そのまま数量管理の方に回したいという意向があったみたいです。

ところが、国の方のサービスが良くてですね。実は私、全漁調連の枠で、水産政策審議会、この枠を決定する場に出ておまして、この月曜日にその会議がありました。結果的に、50トンの希望のところから46トンほど追加になって96トンになったという経過が、そういう風に思ってます。だから、現実的に消化はかなり難しいんじゃないかな。

阪井委員 過去の実績を見ても、相当差があると思うんですけど。その辺をどういった具合に消化していくのか…

中島会長 はい。それですね、先ほども説明がありましたけれども、25 ページ、事後報告の付帯決議のところでは若干触れてますけれども、2 番目の後半ぐらいになりますかね、太字で書いてますけれども、「また、本県漁獲枠に余剰が発生すると見込まれ、かつ他県等から融通の希望があった場合も同様に渡そうじゃないか」と。で、その背景はですね、今回この月曜日、審議会があつて色々議論する中で、大型いか釣り漁業、農林水産大臣許可のいか釣り漁業でございます。で、この人たちは、今、枠に余裕があるから、留保枠から 200、2,400 トンだったかな、2,400 トンを国が差し上げましようっていうのを遠慮してるんですよ。もう 200 トンでいいよと。それはもう沿岸の方が困ってるから沿岸の方で使ってくれと。また、富山県も水産庁のオファーを遠慮しています。

そういう風にして、皆さんがこう助け合つて枠の融通をやろうとしてますので、山口県においても 96 トン、これ消化はかなり厳しいと思いますので、今後の状況を見ながら、水産庁や他県からそういう融通の要請があつた場合には対応したらどうだろうかというのがこの文章です。

阪井委員 で、その点で国は、何ていうか、多めにくれて、で、それが消化しきれんけ、どっかまたやるよってっていうことで、国の取れ方っていうかイメージ的なもんで、その辺が二重手間じゃないのとか、何でそんなめんどくさいことするのって思われた時の感じが取られた場合は、どうなんかなと。

中島会長 はい、その辺につきましても、月曜日の水政審で議論になりまして。とにかく国はこの逼迫した状態にあるから、余った分についてはできるだけ出してくれと。で、そこの仲介については労力問わずにやりますから、という話を伺ってます。だから、むしろ喜ぶ話となっております。

阪井委員 そこさえ、良い風に捉えてもらえるのであれば、他の TAC 魚種に影響がないような感じであればと思いますし。

中島会長 よろしいですか。

阪井委員 あともう 1 点、いいですかね。例えば融通する場合、どういった県

に融通するのか、欲しがってる県なり近隣の県の可能性もあるし。それとも1番水揚げの多い県にするのかとか、どういったやり方がどこにどう持っていくのかっていうのが…

中島会長

はい。前提としてですね、まず、県だけじゃなくて、例えば小型するめいか釣り漁業に持っていくとか、現実的にはあり得ないと思うんですけども、というような事例が、まあケースとしては考えられないことはない。あとは、他県からの要請やね、基本的には。足りないから、どっか余ってるやつがないかということに対して答えるということになるかと思います。

それで、さっきの小さいかのところでちょっとお伺いしたんですけども、山口県の場合は今枠が余るから、山口県の小型いか釣り漁業者はそんなに影響はないだろうと思ってます。ただ、水揚げ基地ですね、県の、本県で言えば特牛港、特牛に他県のいか釣り漁船がかなり水揚げを今後大体冬場は揚がります。だから、そのところの制限がかなり出てくるかなと、現実的にはですね、そこは危惧してます。

それで、さっき許可の、山口県が許可出してるところが多いとどこなの？っていう話をしたんですけど、出すんでありゃ、そういうところを重点的にですね、出して、また特牛にも揚げてもらうというようなことも考える必要があるんじゃないかなと、そういう風には思ってます。

阪井委員

私もそう思います。

中島会長

はい、ありがとうございます。他に質問、意見等はございませんでしょうか。何か黒川さんありそうな感じなんですけど。

黒川委員

いえいえ、何でも。大丈夫です。

中島会長

よろしいですか。

委員一同

はい。

中島会長

はい、じゃあ、諮問どおりに進めさせていただくと。で、仮に譲り渡すときの数字については私一任ということになってますけれども、現場と水産振興課に調整していただいて、それに追認するような形で進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

はい、ありがとうございました。

はい。じゃあ、以上で議案は終了いたしました。続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和7年度第53回全国海区漁業調整委員会

連合会 日本海ブロック会議の結果について」、事務局より報告をお願いいたします。

枝廣主査

水産振興課の枝廣です。座って説明させていただきます。

資料 32 ページを御覧ください。今年の 10 月 23 日に島根県松江市において、日本海ブロック会議が開催されております。

出席者につきましては、日本海ブロックの関係海区、北海道から福岡県ですね、の会長、委員、それから事務局職員、水産庁、で全漁調連としまして、今、当会区が全漁調連の会長県になっておりますので、中島会長他事務局職員 3 名、総勢 57 名が出席をいたしております。

議事及び審議結果でございますけれども、まず、令和 7 年度要望活動の結果につきまして、全漁調連事務局の方から、今年の夏にですね、国の方へ要望活動を行った結果を御報告しております。

(2) 令和 8 年度要望事項についてですけれども、各海区の方から要望事項の趣旨等を説明し、日本海ブロックの要望として全漁調連事務局が取りまとめるということが決定しております。日本海ブロックの要望内容としましては、記載しております①から⑤の 5 項目ございます。おおむね継続の要望内容となっております。

ちなみに、※のところに書いておりますけれども、当海区からは、今年の 8 月の当委員会で審議をしていただいておりますけれども、「沿岸漁業と大中まき漁業との調整について」、「海洋レジャーに対する指導強化」、この 2 項目を継続要望してございまして、「我が国 EEZ における韓国延縄漁船の操業禁止について」、こちらを新規として要望をしております。いずれも承認をされていると。

(3) の次期開催地ですけれども、順番によりまして、来年度の日本海ブロック会議は秋田県で開催するということが決定しております。

で、最後、その他としまして、島根県水産技術センターの方から「アカムツの機動的禁漁区」ということで講演がなされております。機動的禁漁区というのは島根県の浜田の方ですね、沖底でアカムツを採捕しておりますけれども、各沖底船団の位置ですとか、小型魚の漁獲量等を収集して、アカムツの小型魚が多く獲れる海域を禁漁区として設定するというものです。要するに、単価の高い大型魚、大型になってから獲りましょうというような取り組みをしているという風な講演がございました。説明は以上です。

中島会長

はい、ありがとうございました。今の件について質問ございませんでしょうか。

委員一同

(質問・意見等なし)

中島会長

よろしいですか。はい。じゃあ、次の報告事項に移ります。「令和7年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について」、報告をお願いいたします。

竹川書記

水産振興課の竹川です。座って御説明させていただきます。お手元の資料33ページを御覧ください。報告事項イ「令和7年度響灘における山口・福岡漁業者交流会の結果について」、御報告いたします。

本交流会は、平成8年の響灘連調委にて、「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」締結後に福岡県委員から開催提案が出され、以後、毎年、山口・福岡両県が交互持ち回りで開催されているもので、両県漁業者の円満操業を目的としています。当初は「白島(しらしま)周辺及び以北の県境付近の海域におけるいかつり漁業」が協議の対象とされましたが、最近ではいかつり漁業だけでなく、その他の釣りや延縄等の漁業の操業についても幅広く協議されています。

本年は本県主催として、9月9日に下関漁港ビル2階研修室で開催され、山口県15名、福岡県21名、行政10名の計46名に御出席いただきました。

交流会の主な協議事項としましては、①イカタンポ流し、②アマダイ延縄、③サワラ漕ぎの3点です。

まず、いかタンポ流しのトラブルにつきまして、本年3月、福岡県寄りの海域において、両県のいかタンポ流し業者間で操業ルールに係るトラブルが発生しました。このことを受け、福岡県側から「福岡県寄りの海域では福岡県ルール、山口県寄りの海域では山口県ルールで操業する」ことを提案され、連絡用の無線周波数や船間距離など、事務局において双方のルールについて確認し今後調整していくこととなりました。

2番目に、アマダイ延縄のトラブルにつきまして、本年5月、角島沖での操業ルールに福岡県アマ縄が違反するトラブルが発生しました。このことを受け、福岡県アマ縄側が謝罪し、今後、「地元優先で操業する」、「福岡県漁業者側にもルール遵守を徹底する」、「船間連絡などでトラブルのないよう操業する」ことについて、約束されました。

次のページに行っていただいて、3番目に、下関沖のサワラ漕ぎルールにつきまして、本年3月、下関市人工島周辺で福岡県漁船による地元ルール違反が発生しました。このことを受け、福岡県側から下関沖のサワラ漕ぎルールの変更の有無について確認され、山口県側からルールの変更はなく、福岡県行政にもルールを送っているのを確認してほしい旨を回答しました。

以上のように、両県漁業者による円満な意見交換が行われました。また、トラブルのない操業に向け、両県双方の操業ルールについて、

確認することとなり、ちょうど先日とりまとめが完了したところです。山口県操業ルールは、県漁協本店さんを通じて福岡県漁連さんに送付し、福岡県操業ルールは、県漁協本店さんや出先事務所等を通じて関係する漁協さんや支店さんに送付しております。ご参考までに送付しました両県の操業ルールを 35 ページ以降に掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

報告は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございました。自主的に協議をしながら円満操業に努めるということは大変大事なことだろうと思います。

で、これにつきまして、南部の方、宇都宮委員さん、それから豊北町、両委員さん、何か、何て言うのかな、御意見とかございましたら。補足なり。

阪井委員            毎年そうやって会を開くことが円満な操業に繋がるんじゃないかなとは思ってるので、これは絶対継続していった方がいいんじゃない。

中島会長            はい、ありがとうございます。宇都宮委員ないですか。

宇都宮委員            そうですね、今、特段トラブルっていうのはないと思うんですけど、ただここ何年かはさわらに関してちょっと船が増えてますんで、ちょっとそういう漁業者からの要望を色々聞くのは聞きますけど。なかなかこう、一応ルールはルールで決まってるんですけど、なかなかこう、福岡の伝達もええ具合行っていないところもあるみたいで。ちょうど県境で操業が多いもんで、はい。その辺は懸念されること思うんですけど。

中島会長            はい、ありがとうございます。水産振興課の方は、その辺また加味しながら、福岡との交渉というか協議にあたっていただければと思います。

他に質問等はございませんでしょうか。

委員一同            (質問・意見等なし)

中島会長            よろしいですか。じゃあ、次に移りたいと思います。「令和7年度大中型まき網漁業と本県沿岸漁業との代表者会議の結果について」、報告をお願いいたします。

竹川技師            水産振興課の竹川です。引き続き水産振興課として御報告させていただきます。座って御説明いたします。お手元の資料 50 ページを御覧

ください。報告事項ウ「大中型まき網漁業と本県沿岸漁業との代表者会議の結果について」、御報告いたします。

本会議は11月21日に、下関漁港ビル2階研修室で開催され、沿岸漁業者代表の方11名、大中型まき網漁業者代表の方7名、立会人11名の計29名に御出席いただきました。

協議の結果につきまして、まず水産庁調整について、現行の内容で1年延長することで、双方合意しました。水産庁調整とは、

①大中まきは、角島グリ・カキノセでは周年操業自粛、岩ヅメでは昼間操業周年自粛すること

②大中まきは、安全性・居住性基準等を満たすために199トン型への増トンが必要であるが、漁獲能力は増大しないため現行の135トン型と同条件での操業を要望しているところであり、沿岸側は、199トン型への増トンや大中まきの山口県沖での操業について誠意を持って協議すること

③大型化した199トン型の船は、①に加えて岩ヅメでは周年操業自粛、12マイル内周年操業自粛、12～3月の間に30日間休漁することの計3つです。

2番目に、双方の要望の結果です。沿岸側より「本県中型まき網の休漁期間中において、本県海域での全船団統一の連続30日間の操業自粛」を要望したところ、大中側より「全船団一律で30日間の操業自粛は困難であるが、沿岸側とトラブルにならないよう指導しており、船頭間意見交換会も開催してトラブルがないようしていきたい。」との回答がなされました。次に沿岸側より、「協定で定められた無線連絡体制の徹底」を要請したところ、大中側より「無線以外の連絡手法について船頭間意見交換会で意見を聞いてみたい。」との回答がなされました。

3番目に、船間連絡体制についてです。本年4月に角島沖で発生した無線の連絡体制不備によるトラブルを契機として、連絡体制の改善を検討しています。沿岸側からは引き続き、協定で定められた無線での連絡体制（午前8時までワッチすること）を徹底するよう要請していますが、大中側からは、無線以外の連絡手法について船頭間意見交換会で協議したいとの要望がなされています。当面、沿岸漁船から無線で仙崎無線局に連絡し、仙崎無線局から船舶電話で大中まき船団に連絡するという方法を検討することになりましたが、この方法では大中側に仙崎無線局の会員になってもらう必要があることから、どのような形態で大中側が仙崎無線局の会員になれるのかを次回の船頭間意見交換会までに沿岸側が確認しておくこととなりました。

4番目に、次回船頭間意見交換会の開催日について、3月2日又は3月4日のどちらかで、下関で開催する方向で調整することになりました。

報告は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございます。私も出席しましたけれども、小さな改善点はまだ今後協議する必要があるかと思いますが、あまり大きな問題はないのかなど。この協議を続けていくのは適切でなかろうかと、適切であろうと、そういう風に考えております。  
何か質問等がございましたら。

委員一同            (質問・意見等なし)

中島会長            よろしいですか。はい。じゃあ、次の報告事項に移ります。報告事項エ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」、水産振興課、報告をお願いいたします。

國森主任            はい、水産振興課國森から説明させていただきます。  
さば類の漁獲可能量の増加について変更の決議を行いましたので、今年6月にした付帯決議に基づいて御報告をさせていただきます。2の下を表を御覧ください。すいません、こちらちょっと公表日がR7.12.00になっておりますけれども、11月28日付けで公表しておりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。11月28日付けに+300トンということで、2,900トンに増加の変更を行っております。これに伴って、8割を中型まき網ということで2,320トン、その他漁業は現行水準に決めさせていただいております。  
右は参考で、漁獲量の逼迫時に中型まき網に優先的に配分するルールがありますけれども、こちらはこの度逼迫しておりませんので、適用しておりませんので、説明を省かせていただきます。  
報告は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございます。さばの漁獲枠の増枠ということで、漁獲の方は、別にこれで足りないとかいう状況じゃないわけですね？

國森主任            はい。今のところ、最新の、今1,200トン余りということで、消化率40%ぐらいになっておりますので、このままのペースで行くと、漁期末にちょっと毎年積み上がりがありますのでちょっと読めないところではありますけれども、今のところ特に問題はないかなと考えております。

中島会長            何か質問等ございませんでしょうか。

委員一同

(質問・意見等なし)

中島会長

よろしいですか。はい。じゃあ、次の報告事項に移ります。報告事項オ「くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について」、報告をお願いいたします。

國森主任

はい、引き続き水産振興課國森が説明します。資料 55 ページを御覧ください。

こちら、くろまぐろの遊漁ですね、遊漁に関して届出制が来年の 4 月から始まりますということで報告をさせていただきます。

報告制導入の趣旨といたしましては、漁業が厳しい管理を行っている中で遊漁についても規制が必要であるということで、小型魚 30 キロ未満の小型魚の採捕禁止、大型魚 30 キロ以上の報告の義務化、採捕可能数の設定等々、1 人 1 月 1 尾のみの採捕制度等が行われているところでございます。

しかしながら、現行制度ではまだくろまぐろの全体像がよく分からないということからですね、全体像を把握するために、令和 8 年の 4 月からこの届出制が導入されるということでございます。

制度の概要につきましては 2 の表のとおりでございまして、対象者は、採捕者、釣り人個人、それから遊漁船業者とプレジャーボートの方、この 3 つになっておりまして、それぞれ届出項目、ここに書かれている事項を報告、届出をしないといけないということでございます。採捕者、釣り人個人になりますけど、くろまぐろを採捕しようとする日の 1 営業日前ということで、釣りに行く前日までには届出をしておかなければいけない。また、遊漁船業者やプレジャーボートで釣りをされる方、案内する方については、令和 8 年の 1 月 1 日から 3 月 20 日までの間に届出を済ませておかなければ、4 月から釣りをすることができない、ということになっております。これについては各方面から周知がこれから、現在も行われているところでございます。違反者への対応ということで、この届出を行ってなければ、くろまぐろを採捕するとか、漁場に案内するとかいったことはしてはならないということになっておりまして、再犯した場合は農林水産大臣から裏付命令が出ると。従わない場合は罰金等の措置が取られるというものになっております。詳細につきましては、56 ページ以降が水産庁が説明会を開いておりますけど、それに用いている資料をつけさせていただきますので、こちらを御確認いただければと思います。それから 66 ページ、67 ページ、68 ページ、こちらが根拠となっております、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の原文となっております。また、直接関係ございませんけれども、69 ページ、70 ページ、71 ページ、73 ページにくろまぐろの漁業の方の承認制に係る委員会指示の本文をつけ

させていただきますので、参考にさせていただければと思います。  
報告は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございました。この委員会指示、広域漁業調整委員会というところで発出されておまして、広域漁業調整委員会に出席された仁保委員の方から何か補足がございましたら、いいですか。

仁保委員            はい。

中島会長            くらまぐろだけなんですけれども、遊漁をやる人の、特に我々が気になるのはプレジャーボートの届出が今後なされると。で、くらまぐろに限らずですね、今後 TAC の対象に遊漁者に対しても TAC を割り当てようという動きが出てくると思いますので、遊漁調整の中で1番ブラックホールだったプレジャーボート、これがある程度把握できるかなと思っております。その辺がちょっと期待しているところなんですけれども。どういう風に動くか、その辺また見極めていきたいと思っております。

今の説明に対しまして、質問等はございませんでしょうか。

阪井委員            釣果も報告がいる？

國森主任            釣果も報告です。報告の義務があります、持ち帰った分ですね。リリースした分なり獲り逃した分については任意となっております。釣り上げて持って帰った分についてはきちんと報告すると。

阪井委員            まあ釣れちょうっていうのはその辺確認しないとね。

中島会長            それと今後、キャッチアンドリリースについてですね、だいぶ議論がなされると思うんですよ。その辺も状況見極めていく必要があるかなと。

濱谷委員            だけどね、魚釣りの入漁の許可を持って入ってくるでしょ、漁船登録していない船が。そんな船がね、この一本釣りのルールをね、各組合、港頭の着岸してるところに、組合長に連絡をしても、連絡したって言っても、全然守らないんですよ、そういった人間は。だからね、この許可がついててもね、何で許可を持った船か持たん船かを区別するの？そこのところが。

中島会長            ええかな、俺が答えて。俺が答えていい？

そういう分からない船があるから、今度届出を出してくださいとい

うのが今回始まった制度です。

濱谷委員            ですけどね、その船が許可を持っているか持たんのかっていうのは分からないでしょ。

中島会長            第三者から見たら分かりませんか、それは確かに。

濱谷委員            それをどうやって区別するのかっていう。

中島会長            だから、くろまぐろを採捕しとって、その届出が出てないよねということになると、委員会指示違反になりますので、国なり海保なり、県もそうなんでしょうけれども、そこは指導を行い、裏付命令を出していくという形になろうかと思えます。

濱谷委員            誰がつけて誰が管理するんかっていう。

中島会長            確かに濱谷さんが仰るとおり、あれ、分からんもんな、外から見ても。

阪井委員            グレーゾーンはグレーゾーンなんですけど、今までに比べたら1歩進んだんじゃないかな。

中島会長            1歩進んだと思う、うん。

濱谷委員            いや、わしは沖出とってからおったらさ、ニューフィッシャーなんかの人間でもルールを守ってくれって言うちよるのに、守らん人間はようけおるよ。そういった人間はなんぼ注意してもまだね、なんべん言っても。

中島会長            はい、水産振興課、今のことについて、何かございましょうか。

枝廣主査            色んなルールはありますが、操業のルールもあると思うんですけど、そういったものについては、まず漁業者サイドでですね、そういったルールについて、自主的なルールを定められてるものもあると思えますし、そういったものが定められてない、曖昧なままであるのであれば、まずは漁業者でしっかり話し合っていて、それを遊漁者に周知していくというような流れが必要かなと思えます。

                      どういった形で進めたらいいかというような御相談等がありましたら、事務所に相談していただきながら対応を進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

すいません、回答になってないかもしれませんが。

濱谷委員 全然なっていない。

委員一同 (笑)

濱谷委員 漁師はサワラ漕ぎなんかするやろ。サワラ漕ぎやらしとってもね、潜航板漕ぐはね。潜航板の後ろ通っちゃいけないはずなほいね。それでも、潜航板漕ぎよる時にね、軽い潜航板やったらサワラが食ったら潜航板ひっくり返って浮くほいね。浮いたら、長さが 100m ぐらいあるやろ。そしたらその道具の上を通過して走るんじゃあね。やっちゃいけないっていうのに。あれは全然守らんのやから、プレジャーボートらは、ニューフィッシャーの人間とか。連絡は行っているはずなんよ、文書か何か配ってるから。遊漁者のおる船に渡してくれっていうことで。こういったことやってくれって。全然守られない。そういった人間守りゃあせん。追っかけて行っても反対にこっちがぶち怒られる。何を言っているのかと、喧嘩腰でくるから。それらをどういう風にするのかっていうのが問題。守らせる術がないから。

中島会長 モラルの問題ですからね。

濱谷委員 うん。

中島会長 また、全漁調連の要望等も考えながら、指導について検討していただければと思いますが、県の方で。

枝廣主査 はい。

中島会長 他にございませんでしょうか。はい、よろしいですか。

委員一同 はい。

中島会長 じゃあ、一応準備した報告事項についても全て終了いたしました。せつかくの機会、年末にせつかく集まりましたので、この際何か言うところとかいうようなことがございましたら、発言をよろしく願いたいと思います。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 よろしいですか。はい。じゃあ。大変お忙しい中、御参集いただき

た上に、慎重なる審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、委員会の方は終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。

委員一同           お疲れ様でした。

(14:38 終了)

上記のとおり第23期第4回(令和7年度第4回)山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年    月    日

議           長

議事録署名人

議事録署名人